

先生各位

## 検査実施料新設項目および 診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0531 第 4 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和4年6月1日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出	360点 / 微生物(150点)	「D023 微生物核酸同定・定量検査」の「12」に準じる	未実施
	注 釈 百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR法により測定した場合に、百日咳菌酸検出、肺炎クラミジア核酸検出の所定点数を準用して算定する。		
主な測定目的			
鼻咽頭拭い液又は咽頭拭い液中の百日咳菌及びパラ百日咳菌ゲノム DNA の検出（百日咳の診断補助）			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
腔トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出	350点 / 微生物 (150点)	「D023 微生物核酸同定・定量検査」の「10」に準じる	未実施
	注 釈		
腔トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出は、リアルタイムPCR法により、腔トリコモナス感染症を疑う患者であって、鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して治療法選択のために実施した場合及び腔トリコモナス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して治療効果判定のために実施した場合に、HPV核酸検出の所定点数を準用して算定する。			
主な測定目的			
尿、腔擦過物又は子宮頸管擦過物中の腔トリコモナスDNA及びマイコプラズマ・ジェニタリウムDNAの検出（腔トリコモナス感染又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染の診断の補助）			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 検出	291点 / 微生物 (150点)	「D012 感染症免疫学的検査」の「53」に準じる	未実施
	注 釈		
ア 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 検出は、イムノクロマト法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MARS感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ、結核菌群抗原定性の所定点数を準用して算定する。 イ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2 (PBP2') 検出は、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が実施できない場合に限り算定する。 ウ 本検査を実施した場合、微生物学的検査判断料を算定する。			
主な測定目的			
培養液、菌懸濁液又は分離培地上のコロニー中の、黄色ブドウ球菌のペニシリン結合蛋白2' (PBP2') の検出 (MRSA 感染の診断補助)			

《診療報酬算定方法の一部改正》

改正後	現 行
D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) (略) (2) 「1」の「イ」の「(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査～(略)ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査～(略)MET ex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、KRAS遺伝子変異(G12C)検査 イ～オ(略)	D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) (略) (2) 「1」の「イ」の「(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査～(略)ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査～(略)MET ex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。) イ～オ(略)